ハ　水中翼船であって、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノット以上になるように設計したもののうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによって水中翼を自動的に制御する装置を有するもの

ニ　水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　満載排水量が五〇〇トンを超えるものであって、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三五ノットを超えるように設計したもの

（二）　満載排水量が一、五〇〇トンを超えるものであって、有義波高が四メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が二五ノットを超えるように設計したもの

第二十四条第二項中「から第三号までのいずれか」を「、第二号」に改め、「、第九号ホからリまでのいずれか」を削る。

第二十五条第二項第一号中「第二十五条第三項第三号」を「第三項第三号」に、「用いた」を「組み込んだ」に、「ものをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置」を「貨物のためのフルオーソリティーデジタルエンジン制御システム」に改め、同項第三号ハを次のように改める。

ハ　第十二条第十一号イ又はハに該当する貨物に使用されるプログラムであって、一方向性凝固の材料又は単結晶の材料の成長を制御するために設計したもの

第二十五条第二項に次の一号を加える。

五　第十二条第四号ホ又は同条第四号の二に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム

第二十五条第三項第二号ロ及びハを次のように改める。

ロ　第四条第十二号に該当する物質、同条第十五号に該当する繊維、同条第七号イに該当するアルミニウムの化合物で補強された金属マトリックス複合材料又は同条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料を原材料として製造されたもの

ハ　無冷却式のタービンブレード、ベーン又はチップシュラウドであって、一、一〇〇度以上のガス流路温度で使用するように設計されたもの

第二十五条第三項第二号に次のように加える。

ヲ　ステーター、ベーン、ブレード、チップシール、チップシュラウド、回転ブリング、回転ブリスク又はスプリッターダクトのいずれかであって、次の全てに該当するもの

（一）　第二十七条第六項第一号ロに該当しないもの

（二）　圧縮機又はファンのために設計されたもの

（三）　第四条第十五号ホに該当する物質及び同条第十三号に該当する樹脂を原料として製造されたもの

第二十五条第三項第三号中「フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置」を「フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム」に改め、同条第四項第二号中「複合材」を「複合材料」に改める。

第二十五条第四項に次の一号を加える。

四　ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十六条第三号中「プログラム」を「技術」に改め、「のみ」を削る。

第二十七条第一項第三号中「、第五号の二、第八号又は第十一号」を「又は第五号の二」に改め、同項第五号中「設計」の下に「又は製造」を加え、同項に次の二号を加える。

六　第十四条第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製造に必要な技術

七　前号に該当するプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十七条第六項第一号ロ中「有機複合材を用いた部分品であって、」を削り、「設計したもの」を「設計された有機複合材料を原料として製造されるもの」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。